

令和3年度 西備支援学校 校内ルール

1 校務に関すること

(1) 情報管理・守秘義務について

①岡山県及び本校の「教育情報セキュリティポリシー」を遵守する。

※新型コロナウイルス感染症対策等により登校できない児童生徒を対象に、学習保障のために遠隔授業を行う場合は、別に定める規定により行うものとする。

②個人情報の持ち出しは禁止とする。業務上やむを得ない場合は、管理職の許可を得るなど、別に定めたルールを厳守する。

③個人情報を校外関係者に提供する場合は、できるだけ持参することとし、やむを得ず郵便で送る場合は、特定記録郵便を使用する。また、ファックスでの送信は不可とする。

④プリントアウトした文書は、すぐに取りに行く。その際、他者の印刷物の有無を確認する。

⑤個人情報に関わる文書は机上に放置しない。また、不要な文書はシュレッダーで処分する。

⑥児童・生徒の氏名・写真の公開や取扱については、毎年度当初の保護者への調査結果に基づいて行い、必要に応じてその都度承諾を得る。

⑦ホームページ facebook、classroom の記事については、アップ前に必ず校長及び副校長、学部教頭の許可を得る。

(2) 生徒指導に関すること

①児童生徒への相談・指導は複数で対応し、対応後は管理職に報告するとともに記録を残す。

②体罰となる行為はもちろんのこと、児童生徒が怯えたり、萎縮したりする言動等、ハラスメントや体罰を疑われるような行為もしない。

③児童生徒へ連絡する場合は、学校の電話や携帯電話（白色）を使用し、教職員個人のスマートフォン等や電子メールやSNS等の使用は、禁止とする。

④教職員個人の自家用車に、児童生徒を同乗させない。緊急時にやむを得ず同乗させる場合は、管理職の許可を得る。

⑤人権に配慮し、児童生徒の呼称には「～さん」をつける。

(3) 保護者や学校外関係者への対応に関すること

①保護者や学校外関係者へ電話をする場合は、学校の電話や携帯電話（白色）を使用し、教職員個人のスマートフォンや電子メール・SNS等の使用は、禁止とする。保護者への電子メールは、マメールのみを使用する。

②保護者や学校外関係者に、教職員の自宅や、携帯電話番号・電子メールアドレスは知らせない。

③緊急時に、やむを得ず教職員の電話を使用する必要がある場合は、管理職の指示を得る。

④教職員個人のSNSやICTツールを使って、やりとりをしない。

⑤保護者との対応は複数で行い、対応後は管理職に報告するとともに記録を残す。また、保護者との会話の中で、他の児童生徒の知り得た情報は話さない。

⑥現金はもちろん、個人的な贈答行為をしない。

(4) 学校備品・公金等の取扱に関すること

①学校徴収金等取扱規程などを遵守する。

②学校徴収金等の取扱は、複数のチェック体制のもとで行い、出納関係書類については、毎月学校の出納員（事務長）により監査を受ける。

③備品等を個人的に使用したり、持ち出したりしない。

④現金は、原則、通帳管理とする。金庫を使用する場合は、各部教頭に申し出る。

(5) ハラスメントに関すること

①ハラスメントと受け取られるような言動はしない。

②ハラスメントと思われる言動を見聞きした場合は、相談窓口へ連絡する。

(6) 携帯電話・情報機器（スマートフォン・タブレット等）及びデジタルカメラの使用に関する
こと

①私物のPCは、学校へ持ち込まない。ただし、業務上やむを得ない場合は、校長の許可を得る。

②私物の携帯電話・情報機器（スマートフォン・タブレット等）及びデジタルカメラ等は、教室等へ持ち込まない。必要な場合は、校長の許可を得る。

③私物の情報機器（スマートフォン・タブレット等）は、勤務時間中、原則使用しない。また、職員室外に持ち出さない。やむを得ず、放課後等に職員室外に持ち出して使用する必要がある場合は、学部教頭の許可を得る。

④私物の情報機器（スマートフォン・タブレット等）及びデジタルカメラ等のカメラ機能を使って、児童生徒・保護者の撮影や録画等をしない。

④児童生徒の写真を撮影する場合は、予め立てた計画を基に行う。

(7) 校内の交通に関すること

①児童生徒の滞在時間帯は、一方通行を厳守する。

②徐行に努め、一時停止の所では必ず停止するなど、保護者の模範となるようにする。

③8時30分から17時までは、来客用駐車場を使用しない。

2 校務外に関すること

(1) 交通事故等に関すること

①法令を遵守し、万が一事故が発生した場合には、交通事故対応カードにより、誠意ある適切な対応をする。人命救助、警察への連絡を行うとともに、直ちに管理職への報告等を行う。

②飲酒運転につながる行動は、厳に慎む。

③運転中は、携帯電話やカーナビの操作は、厳禁。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関すること

①新型コロナウイルス感染症感染防止のため、岡山県が示す指針を遵守し、3密を避け、手洗いやマスクの着用を徹底するなど、新しい生活様式のもとでの生活に努める。

②新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、慎重に行動する。

3 その他

①教育に携わる公務員として、自覚を持って行動する。

②「報告」「連絡」「相談」に心掛け、情報共有に努める。

③職員の心身の健康を保持するため、仕事の優先順位を定め、計画的に仕事を進める。

④進んで挨拶を行い、よりよい雰囲気づくりを心掛けるとともに、何でも気軽に相談し合える職場づくりに努める。